

令和6年2月29日

公 告 第 4 0 9 号

ネスレ健康保険組合
理事長 津田 浩一郎



令和6年度の標準報酬月額について

健康保険法（大正11年法律第70号）第47条2号の規定による当組合の管掌する健康保険の令和5年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額とその額にもとづく等級別標準報酬月額及び日額は、次の通りとなりますので公告します。

記

平均標準報酬月額	434,261円
標準報酬月額（等級別）	440,000円
標準報酬日額	14,670円

（適用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）